

平成23年6月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇〇年〇月〇〇日付で、再審査請求人に対し、遺族厚生年金を支給しないとした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 老齢厚生年金保険の受給権者であるA(以下「亡A」という。)が、平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人はその妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族厚生年金の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した。
- 2 社会保険庁長官から本件裁定請求に係る事務を引き継いだ厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金法第59条第1項に該当しないため。請求者が遺族に該当しないため。(届出による婚姻関係がその実態を全く失ったものと認められないため)」との理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。
- 4 当審査会は、平成〇年〇月〇日、亡A死亡当時の戸籍上の妻であるAを利害関係人に指定した。

第3 問題点

- 1 厚生年金保険法(以下「法」という。)第58条第1項第4号及び第59条第1項の規定によれば、老齢厚生年金保険の受給権者が死亡した場合に、その者の配偶者でその者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものに遺族厚生年金を支給するものとされている。そして、

法第3条第2項の規定によれば、ここにいる配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされているところ、いわゆる重婚の内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほか、法律上の婚姻関係がその実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限って、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解される(最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270ページ参照)。そして、法第59条第4項及び厚生年金保険法施行令第3条の10の規定によれば、「死亡した者によって生計を維持していた配偶者」とは、死亡した者と生計を同じくしていた配偶者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(平成6年11月9日付庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知参照)。

- 2 本件の問題点は、亡Aの死亡の当時、同人と利害関係人との婚姻関係が形骸化し、かつ、その状態が固定化していたと認めることができるかどうか、及び請求人が亡Aによって生計を維持していた配偶者であったと認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件資料及び審理期日における再審査請求代理人・B(以下「請求代理人」という。)の陳述によれば、次の事実が認められる。
 - (1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日に利害関係人と婚姻し、平成〇年〇月〇日午前6時9分、肺癌によりa病院で死亡した。
 - (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日にB(以下「B」という。)と離婚し、亡A死亡当時において戸籍上の配偶者は存しない。請求人の平成〇年中の合計所

得金額は0円である。

- (3) 亡Aは、平成〇年〇月〇日に〇〇市（以下「〇〇市」という。）〇〇〇条〇丁目〇〇番地（以下「b宅」という。）から〇〇市〇〇〇条〇丁目〇番〇号（以下「c宅」という。）に、平成〇年〇月〇日にc宅から〇〇市〇〇〇条〇丁目〇番〇号（以下「d宅」という。）にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における同人の住民票上の住所はd宅である。請求人は、平成〇年〇月〇日にb宅からc宅に、平成〇年〇月〇日にc宅からd宅にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における請求人の住民票上の住所はd宅である。利害関係人も、住民票上は亡Aに伴って、平成〇年〇月〇日にb宅からc宅に、平成〇年〇月〇日にc宅からd宅にそれぞれ転居したこととされ、亡A死亡時点における利害関係人の住民票上の住所は、d宅となっている。

- (4) 請求人は、昭和〇年から昭和〇年〇月まで〇〇市内で飲食店を営んでいたが、昭和〇年春ころ、客として来た亡Aと知り合い、親しくなっていた。

亡Aは、昭和〇年〇月に、〇〇から〇〇に転勤したが、同年〇月、利害関係人が〇〇から実妹のいる〇〇に転居して、以後、亡Aと利害関係人は、亡Aが死亡するまで別居の状態を続けることとなった。なお、〇〇に行く際に、利害関係人は亡Aから〇〇〇〇万円の金員を受領している。

- (5) 一方、請求人は、〇〇で営んでいた飲食店が経営不振になったため、〇〇市内で飲食店を営むこととし、昭和〇年〇月、同市内に転居して、すでに利害関係人と別居していた亡Aとの同居を始めた。

その後、亡Aは〇〇市内で働くことになり、請求人も〇〇の飲食店を廃業して、昭和〇年〇月、亡Aと共に〇〇に転居し、以後、亡Aが亡くなるまで、〇〇市内で同居生活を続けた。

- (6) 亡Aは、妻の欄に利害関係人、証人の欄に利害関係人の妹のC（以下「C」という。）の各署名があるが、押印のない離婚届（印刷された元号は昭和である。）（以下「本件離婚届」という。）を所持していた。本件離婚届の利害関係人の署名部分及びCの住所の記載部分は、本件資料（特に、利害関係人作成の平成〇年〇月〇日付の審査官宛書面等）からうかがわれる利害関係人の筆跡と酷似していることが認められる。利害関係人は、誰かが署名を真似て作成したものであると主張しているが、このような中途半端なものを作成しても無意味であって、偽造とは考えがたい。

- (7) 利害関係人名義の郵便貯金通帳上、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、亡Aから、延べ〇〇回、総額〇〇万〇〇〇〇円の送金がなされている。

- (8) 亡Aが利害関係人にあてた書簡〇〇通が提出されているが、その主な内容は、介護保険料納入通知書、国民健康保険証、医療費通知書、後期高齢者医療保険制度に係る保険証などが来たこととの連絡や、芋、サクランボ等を送付したこととの連絡、自身の病状に関するものなどである。

- (9) Bは、平成〇年〇月〇日付「申立書」と題する書面において、「私は元妻Dと昭和〇年より夫婦関係の生計維持はまったくございません。昭和〇年の別居以降いつでも離婚届を提出できる状態ではありません。」と述べている。

- 2 請求人及び請求代理人は、次のとおり述べている。

- (1) 亡Aは、昭和〇年〇月に利害関係人と離婚の話し合いをした結果、両名は離婚に同意し、亡Aは利害関係人に〇〇〇万円を支払い、〇〇の実母宅に戻った利害関係人からは、亡Aに対し、本件離婚届を送付してきた。これによって亡Aと利害関係人は別居することになった。本件離婚届の妻の欄及

び証人の欄にはいずれも押印されており、亡Aは、これらの欄に三文判などを押印して届出をすることが違法な行為となることを恐れ、後日利害関係人らに押印してもらってから市長に提出しようと考えていたが、時日の経過するうちに、本件離婚届は一時所在不明となった。本件離婚届は後日発見され、亡Aは利害関係人に押印してもらいたいと電話で頼んだところ、利害関係人は、「さらに〇〇〇万円支払ってくれば押してあげる」と言ったが、亡Aは約束が違うと言って〇〇〇万円の支払を断った経緯がある。その後も亡Aは利害関係人と離婚届出につき話し合いをしたが、利害関係人は全く応じようとせず、亡Aが離婚届出を強行すれば死を選ぶなどと言及するような状態で、世間体を気にかけた亡Aは、同人が死亡するまで、裁判を提起するなどして正式に離婚の手続をすることができなかった。請求人はいつでも亡Aとの婚姻を届け出ることができる状況であったが、亡Aが戸籍上の配偶者を有するため、請求人との婚姻を届け出ることができなかった。

- (2) 請求人は、Bと婚姻していたが、両名は、性格の不一致もあって昭和〇年〇月ころから別居することとなり、夫婦関係も全くなく、離婚について話し合ったところ、離婚を双方合意し、離婚届をいつでも提出できる状態であった。Bとの離婚が平成〇年〇月に至るまでなされなかったのは、請求人がBと会いたくなかったために離婚届の作成・提出が放置されていたからであり、請求人は、他の誰かの籍に入るつもりもなかった。そして、請求人は、昭和〇年春ころに亡Aと知り合い、親しくなっていたが、〇〇で経営していた飲食店が経営不振となり、新天地での経営を考え、昭和〇年〇月に〇〇市内での経営の準備もできたので、〇〇の店を廃業して〇〇に転居することになった。転居に当たり、〇〇に在住

していた亡Aに連絡を取り、いろいろと話し合った結果、請求人は亡Aと同居することとなり、以後、飲食店を経営する傍ら、亡Aと寝食を共にし、夫婦同様の生活を間断なく継続し、平成〇年〇月に亡Aが死亡するまでの約〇年間、日常生活を共にして、妻としての務めを果たしてきた。亡Aと請求人は冠婚葬祭などの公の場にも夫婦として出席し、居住地区の諸行事などにも夫婦として参加したし、年賀状等の郵便物も両名の連名で発信・受信していたから、当然周囲の者からは夫婦の関係にあると認知されていた。

- (3) 亡Aは昭和〇年〇月に〇〇市内の関連企業に勤務することになり、〇〇に転居したので、請求人も〇〇で経営していた飲食店を廃業し、亡Aと共に〇〇に転居し、亡Aと同居を続けたが、請求人は無収入となったので、亡Aの年金、給与等の収入により生計を維持されることとなった。その後、亡Aの勤務先変更により、平成〇年〇月〇日にd宅に移転した。
- (4) 亡Aは、平成〇年ころから体のあちこちに病を抱えるようになり、首の腫れもの、肺炎、胃癌、胸部大動脈瘤、外傷、肺癌、腰椎癌などのために〇回も入院、治療を受けることになったが、その都度、請求人が介護、付添い、見舞客の対応、退院後の療養の面倒などをみてきた。請求人も亡Aも、利害関係人に対しては、亡Aの病気や入院、手術などのことは、一切連絡する必要はないと考えていたから、ただの一度も連絡したことはない。したがって、利害関係人が亡Aを見舞うことは一切なかった。亡Aは、平成〇年〇月〇日に永眠したが、亡Aの親せき筋の誰からも異議を唱えられることもなく、請求人が喪主となって葬儀一切を取り仕切って終了させた。請求人は、利害関係人に亡Aの死亡を知らせなかったし、亡Aから、その生前に利害関係人に連絡するようにとの伝言も

なかった。利害関係人がどのようにして亡Aの死亡を知ったのか、後日亡Aの死亡を知って、請求人の所に電話をかけてきたが、その用件は、亡A死亡による遺族厚生年金のことだけであった。亡Aの遺骨と位牌は、現在も請求人が守っている。

(5) 請求人と亡Aとの同居期間中、利害関係人から亡Aへの音信・訪問はなかった。亡Aは、平成〇〇年及び平成〇〇年に各1回、利害関係人を訪問したが、その用件は、離婚届に利害関係人の署名と押印をもらうためであった。また、亡Aから利害関係人への送金・仕送りはなかった。亡Aは、昭和〇年〇月ころ、国家公務員（社会保険庁職員）を退職して退職金を受け取ったが、昭和〇年〇月ころに利害関係人との離婚の話が成立し、離婚の条件として退職金の中から利害関係人に慰謝料〇〇〇万円（利害関係人の実受取金額は〇〇〇万円）を渡し、離婚に伴う一切の金銭給付の清算は終えたので、利害関係人に送金・仕送りなどをする必要はないと聞いたことがある。昭和〇〇年の別居開始から平成〇年〇月の亡A死亡までの約〇〇年間、利害関係人が同居を求めたこともなく、まともな生活費を求めたこともない事実を照らせば、上記〇〇〇万円の金員が離婚合意による清算金であることは明らかである。

(6) 利害関係人は、昭和〇年ころに〇〇で生活するようになった理由について、「病氣療養」としているが、これは虚偽の供述である。利害関係人は、年齢相応に健康な体であって、〇〇からあえて〇〇に戻って病氣療養しなければならないような疾病に罹患していた事実はなかった。病氣療養であれば、〇〇よりも気候が温暖で、病院などの療養施設が整っている〇〇の方が適していることは誰の目にも明らかである。利害関係人の「病氣療養」との別居の理由は、不自然、不合理である

ばかりか、事実と反するものである。また、亡Aは、できるだけ利害関係人の心を穏やかにし、亡Aの死後、利害関係人が請求人に対し、遺族厚生年金の一部でも渡してくれるようにとの配慮から、自宅で採れたサクランボや野菜などを利害関係人に送っていたのであって、亡Aが〇〇に行ったり、野菜などを送ったりしていたのは、利害関係人と本来の夫婦の意思を通わせたり、睦まじい時間を過ごすなどというのが目的ではなかった。亡Aが〇〇に行った際には、利害関係人宅ではなく、ホテルに投宿していた。また、利害関係人は、毎年、亡Aから心の通った品が届いたように述べているが、亡Aが亡くなる数年前からの数回にすぎない。さらに、亡Aが利害関係人を本当に妻と思っていたのであれば、約〇〇〇万円の年金収入があった亡Aが2か月に一回約〇万円足らずの保険料の仕送りで済ませていなかったはずであるし、このような小額で満足していた利害関係人も亡Aを夫として考えてはいなかったはずである。亡Aから利害関係人にあてた手紙は、戸籍上夫婦となっており、住民票上亡A住所地で同一世帯となっている関係から、利害関係人の被保険者証、納入通知書、年金振込通知書などが亡A宅に関係機関から郵送されてきたので、これらの書類に説明文を付して利害関係人に事務的に送付していたものにはすぎず、夫婦の情愛を込めた内容のものではない。さらに、亡Aが利害関係人を訪問した際に、利害関係人やCに金員を渡したのは、亡Aが手土産も持参しなかったもので、その代わりに離婚話を円滑に進めたかったからである。亡Aは、1回目の訪問の時には利害関係人に〇万円、Cに〇万円を、2回目の時には各々に〇万円を置いてきたと述べていた。

3 利害関係人及び利害関係人代理人・Bは、次のとおり述べている。

(1) 利害関係人は、昭和〇年ころから掌

糖尿病を、昭和〇年ころからは本態性高血圧をそれぞれ患い、現在も通院中である。昭和〇年〇月末ころ、利害関係人は体調を崩し、当時、居住していた〇〇から、病気療養のために、Cのいる〇〇で生活するようになり、以来、亡Aと同居はしていない。したがって、利害関係人と亡Aは、〇〇年は別居生活をしているが、夫婦関係は破綻していないし、離婚に向けた別居ということでもなく、別居の主な理由は、利害関係人の病気療養のためである。だからこそ、利害関係人の住民票上の住所は、〇〇にあつて〇〇にはないのである。別居中、亡Aと利害関係人は手紙や電話で連絡を取り合ってきており、亡Aから野菜、果物や米が利害関係人に送られ、毎年、更新された国民健康保険証が送付されてきた。手紙は、亡A自身の健康状態を知らせたり、利害関係人の健康状態を気遣うものの外、主には、健康保険証や介護保険のことを詳しく利害関係人に説明したり、更新された健康保険証を利害関係人に送付するためである。また、平成〇年〇月〇日には、亡Aが〇〇から長距離バスで利害関係人を訪問してきた。その前には、平成〇年〇月と平成〇年〇月〇日に亡Aの訪問があった。利害関係人は、平成〇年に頸椎症で手術を受けた後、歩行が不自由となり、利害関係人が〇〇に行くことは困難であったから、別居中、利害関係人が亡Aを訪問したことはない。

- (2) 利害関係人が〇〇に来る際に、亡Aから生活費として〇〇〇万円を渡された。平成〇年〇月〇日の亡A訪問の際には、利害関係人は亡Aから〇万円を現金で受け取った。また、平成〇年〇月まで、ほぼ2か月に一度の割合で亡Aから送金がなされている。これは、利害関係人の年金が保険料の天引きによって減額されるので、保険料を亡Aが負担するという趣旨で、天引き分を亡Aが直接、利害関係人の口座に送金し続けたものである。したがって、利害関係人は、医療費や生活費などについて、亡Aから相当額の援助

を受けていたのである。また、現金以外の援助としては、米、お米券、乾豆、ネギ、芋、人参、とうきび、トマト、玉ねぎ、なす等の送付がある。これらは、亡Aが病気で入院するなど体調を崩さない限り、利害関係人に定期的に送られていた。

- (3) 利害関係人は、亡Aと一度も離婚の話をしたことはない。平成〇年〇月に亡Aが〇〇に居住する利害関係人を訪問した際も、一切離婚の話は出ていない。また、利害関係人が、離婚の調停を申し立てたこともなければ、亡Aから調停を申し立てられたこともない。
- (4) 利害関係人は、亡Aの葬儀には出席していない。平成〇年〇月に亡Aから写真が届いたので、そのお礼の電話を亡Aにしたが、誰も電話に出ない状態で、その後も電話したが、亡Aの状況が分からないまま、平成〇年〇月〇日に亡Aの死亡の事実を初めて知り、すぐに供花を二つほど送った。
- (5) 請求人にはBという配偶者がおり、両名は、亡Aが死亡するわずか1週間前である平成〇年〇月〇日に離婚しているが、これは、請求人とBが婚姻関係にあると認められれば、請求人が遺族厚生年金を請求する際に不利になると判断し、あえて籍を抜いたのではないかの疑いを抱かせるものである。請求人には、直前まで配偶者が居ながら、いざ亡Aが死亡すると同時に今度は亡Aの内縁配偶者として遺族厚生年金を請求することは信義にもとるといえ、そもそも内縁配偶者として法的に保護されるべき地位が認められないのではないかと考える。
- (6) 利害関係人は、本件離婚届に署名もしていないし、このような届出用紙を亡Aに渡した事実もない。誰かが利害関係人の筆跡をまねて署名したとしか思えない。また、利害関係人の妹の「C」の署名も、Cが署名したのではない。そもそもこの時点で離婚合意しているのであれば、署名のみならず押印まで行い、単純に協議離婚すればよいのであって、あ

えて署名だけした離婚届を亡Aに渡す理由がない。

4 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 亡Aと利害関係人との婚姻関係が形骸化し、かつ、その状態が固定化していたかどうかであるが、次のような事情を総合勘案するならば、両名の婚姻関係は、亡A死亡の当時において、形骸化し、かつ、その状態が固定化していたものと認定するのが相当である。

ア 亡Aは、遅くとも昭和〇年〇月ころから利害関係人と別居し、平成〇年〇月〇日に死亡するまでの約〇年間の長期間にわたり、別居を継続していた。別居の理由として、利害関係人は主に自身の病気療養のためであった旨述べているが、前記1に記載した認定事実を総合すれば、利害関係人の病気療養がその主たる原因であったとは認めがたく、利害関係人と亡Aが何らかの原因で不仲となって双方が別居を決意し、離婚に向けた話し合いを進め、利害関係人は本件離婚届に署名までしたが、押印には応じず、その後亡Aが請求人と同居し、共に生活することを選択したことによって利害関係人との別居が長期化したものであることは明らかというべきである。約〇年間もの期間中に亡Aが利害関係人のもとを訪れたのが、わずか2、3回にすぎず、利害関係人が亡Aのもとを訪れることは、別居直後や亡Aが病気になった後も含めて全くないことが何より不自然というほかない。

イ 利害関係人は、〇〇市に転居する際に、亡Aから〇〇〇万円の生活費の支給を受けたと述べているが、前記1に記載した認定事実を総合すれば、それは両名の離婚を前提とした慰謝料若しくは財産分与に相当する金員であったとみるのが相当である。そして、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に、年金からの保

険料天引分の補てんとして、亡Aから利害関係人に対する延べ〇〇〇回、総額〇〇万〇〇〇〇円の定期的送金の事実は認められるが、それは月額平均で〇〇〇〇円にも満たない小額の送金であるから、それをもって、亡Aと利害関係人との別居期間中、両名が生計を同じくしていた、あるいは利害関係人の生活費を亡Aが負担していたと認めることは困難である。また、亡Aが平成〇〇年と平成〇〇年に各1回利害関係人を訪問した際に、数万円を利害関係人及びCに渡した事実は認められるが、亡Aが手土産の代わりに現金を渡したとみるのが相当であって、生活費の負担と評することはできない。

ウ 利害関係人は、亡Aと離婚協議は行っておらず、同人は野菜や果物を定期的に送ってくれたり、頻りに書簡をくれたなどと述べているが、前記1に記載した認定事実や請求人及び利害関係人双方の主張内容等を総合すれば、利害関係人は、〇〇〇万円の金員を受け取って本件離婚届にいったん署名したものの、その後、本件離婚届への押印を拒否し続けたものと認められるところ、亡Aと利害関係人が別居解消に向けての前向きな話し合いをした等の形跡は全くわかれず、両名に婚姻共同体を維持しようとする積極的な意思があったことを推測させるものもないというべきである。利害関係人の住民票上の住所が亡Aと同じであったのは、利害関係人が転出の手続きをとらなかったためと考えられ、国民健康保険証等の送付も、住所が同一になっていたために送られてきたものを、亡Aが利害関係人に転送していたものであって、上記の判断を妨げるものではない。そして、亡Aからの野菜・果物の送付や上記の保険料天引分の補てんについては、その一方で亡Aが請求人との同居生活を

変わりなく続けていたことからすれば、老境を迎えるようになって、これらの送付や送金により利害関係人の気持ちを和らげ、亡A自身の死亡後も見据えながら、少しでも円満な関係をつくりたいとの思いによるものと考えるのが相当である。また、亡Aから利害関係人への書簡についても、前述のような内容からすれば、その存在は上記の認定・判断を動かすには至らない。

- (2) 請求人が亡Aによって生計を維持していた配偶者であったかどうかであるが、次のような事情を総合勘案するならば、亡A死亡の当時において、請求人は亡Aによって生計を維持していた配偶者であったと認定するのが相当である。

ア 請求人とBの婚姻関係は形式的には平成〇年〇月〇日まで継続していたが、両名は昭和〇年〇月ころから別居し、以後その婚姻関係が形骸化し、かつその状態が固定化していたものと認められること、及び請求人が亡Aと昭和〇年〇月ころから同居し、同人の死亡までの約〇年間の長期間にわたり、事実上の婚姻関係を継続してきたことは、前記1の認定事実等から明らかである。

イ 前記1の(2)に記載したように、請求人の平成〇年中の合計所得金額は0円であり、死亡した者によって生計を維持していた配偶者かどうかを認定する際の所得基準を満たしていた。

- (3) 以上によれば、厚生労働大臣が、請求人に対し、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を支給しないとした原処分は不当であり、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。